

婚届

\	日本人同士の日本方式による婚姻	日本人同士が外国の方式によって婚姻した場合	日本人と外国人が外国の方式によって婚姻した場合
提出期限	婚姻成立の日から3か月以内	婚姻成立の日から3か月以内	婚姻成立の日から3か月以内
届出人	当事者双方	当事者双方	日本人当事者(外国人当事者が届け出ることできます)
届出方法	当事務所窓口に直接届け出る(当事務所又は市町村役場に郵送可)	当事務所窓口に直接届け出る(当事務所又は市町村役場に郵送可)	当事務所窓口に直接届け出る(当事務所又は市町村役場に郵送可)
届出に必要な書類	<ul style="list-style-type: none"> ・婚姻届 ・戸籍謄(抄)本(当事者双方) 	<ul style="list-style-type: none"> ・婚姻届 ・戸籍謄(抄)本(当事者双方) ・婚姻証(明)書(原本)及び同和訳文 	<ul style="list-style-type: none"> ・婚姻届 ・戸籍謄(抄)本(当事者双方) ・婚姻証(明)書(原本)及び同和訳文 ・外国人の婚姻時に国籍を証する書面及び同和訳文)
必要な通数	2通又は4通(当事者双方の本籍及び新本籍如何による)	2通又は4通(当事者双方の本籍及び新本籍如何による)	2通(日本人について、本籍と新本籍が同じ場合) ※3通(本籍と新本籍がことなる場合)